

栃木市脱炭素促進プラットフォーム設置要領

（目的）

第1 栃木市のゼロカーボンシティの実現に向け、多様な主体の積極的な参画や連携により、再生可能エネルギーの導入や森林等による二酸化炭素の吸収、市民や企業等によるカーボンニュートラルの取り組み等を促進するため、栃木市脱炭素促進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

（取組内容）

第2 プラットフォームは、設置の目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) ゼロカーボンシティの実現に向けた意見交換、情報共有及び情報発信に関すること。
- (2) カーボンニュートラルに関するサービスや技術等の会員間のマッチングに関すること。
- (3) カーボンニュートラルの普及促進における人材育成に関すること。
- (4) その他、プラットフォームの設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第3 プラットフォームは、設置の目的に賛同する企業及び団体等（以下「会員」という。）をもって構成する。

（代表）

第4 プラットフォームに会長1名を置き、副市長をもって充てる。

2 会長は、プラットフォームを代表する。

3 会長に事故があるときは、総合政策部長がその職務を代理する。

(会議)

第5 プラットフォームの会議は、会長が招集し開催する。

(運営委員会)

第6 プラットフォームは、地域のカーボンニュートラルに関する事業を円滑に実施するため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

3 運営委員は10名以内とし、会員のうち事業の推進に必要な事務、調査等に協力する企業及び団体等の中から会長が指名する。

4 運営委員の任期は4月1日から翌々年度の3年とし、再任を妨げない。
ただし、引き続いては2期を限度とする。

(プロジェクトチーム)

第7 運営委員会は、事業を専門的に実施し必要な取組を検討、推進するため、プロジェクトチームを設置することができる。

2 会員は、運営委員会にプロジェクトチームの設置を提案できる。

3 プロジェクトチームは、その目的に賛同する会員で構成する。

(オブザーバー)

第8 国、地方公共団体等であって、会長が適当と認める者は、オブザーバーとしてプラットフォームの会議、運営委員会及びプロジェクトチームに参加し、意見を述べることができる。

(アドバイザー)

第9 会長は、専門分野における技術的助言等を求めるため、学識経験者等のアドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第 10 プラットフォームの事務局は、栃木市総合政策部カーボンニュートラル推進課に置く。

2 プロジェクトチームの事務は、プロジェクトチーム内の会員と事務局が連携して行う。

(入退会)

第 11 プラットフォームに入会しようとする企業及び団体等は、入会申請書(別記様式第 1)を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

2 会員がプラットフォームを退会しようとするときは、退会届出書(別記様式第 2)を事務局に届け出るものとする。

3 会長は、プラットフォームに入会しようとする企業及び団体等が次のいずれかに該当すると認められる場合は、入会申込書を受理しないものとする。また、会員が次のいずれかに該当すると認められる場合は、会長は当該会員を退会させることができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である場合
- (2) 暴力団又は暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）等と密接な関係を有する企業及び団体等である場合
- (3) 法人の役員等に暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる場合
- (4) 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している企業及び団体等である場合
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる企業及び団体等である場合

(秘密保持)

第 1 2 プラットフォームの活動において知り得た他の会員の情報、守秘事項となったものについては、プラットフォームへの在籍期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に開示される情報に関するすべての関係者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(活動報告)

第 1 3 会員は外部にプラットフォームの活動を広く PR 及び公表することができる。ただし、他の会員の情報及び守秘事項となったものについては、事前に報告内容に関するすべての関係者の承諾を受けなければならない。

(要領の制定改廃)

第 1 4 この要領の制定改廃は会長が行い、改廃した場合は、会員に周知する。

(その他)

第 1 5 この要領に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 1 月 1 7 日から施行する

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する

別記様式第 1 （第 1 1 関係）

栃木市脱炭素促進プラットフォーム入会申請書

年 月 日

（宛先）栃木市脱炭素促進プラットフォーム会長

栃木市脱炭素促進プラットフォームの事業の趣旨に賛同し、次のとおり入会を申し込みます。

申 請 者	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	連 絡 先	電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス 部署名 担当者氏名
	事 業 内 容	

年 月 日

会員番号 番

栃木市脱炭素促進プラットフォームの入会について承認します。

栃木市脱炭素促進プラットフォーム会長

事務局取扱欄	決裁欄	課長	係長	係

別記様式第 2 （第 1 1 関係）

栃木市脱炭素促進プラットフォーム退会届出書

年 月 日

（宛先） 栃木市脱炭素促進プラットフォーム会長

栃木市脱炭素促進プラットフォームの退会を届け出ます。

届 出 者	会 員 番 号			
	所 在 地			
	名 称			
	代 表 者 氏 名			
	連 絡 先	電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス 部署名 担当者氏名		
年 月 日				
栃木市脱炭素促進プラットフォームの退会届について受理します。				
栃木市脱炭素促進プラットフォーム会長				
事務局取扱欄	決裁欄	課長	係長	係

